

(平成21年4月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から55年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から55年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、「申立期間については、厚生年金保険に加入されており、重複して納付された国民年金保険料については還付されています。」との回答をもらった。当時の預金通帳及び家計簿等を保管しているが、還付された記録が無く、還付金を受け取った事実はないので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和54年8月から55年3月までの厚生年金保険加入期間について、重複して国民年金保険料を納付していたことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

また、社会保険庁が保有する申立人の特殊台帳には、「還付 54.8～55.3 ¥29,140 (54.12.8)」の記載がされており、この記載内容自体に不合理な点はなく、社会保険事務所において還付に関する一連の事務処理が行われたことがうかがえる。

さらに、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月から42年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、高校を卒業してから結婚するまで和・洋裁の習い事をしており、就職の経験が無かったことから、父親が私の将来に備えて20歳から国民年金に加入させてくれ、保険料は、父親が兄、姉の分と一緒に納めてくれていた。申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父親が国民年金の加入手続をしてくれて、保険料は、家族の分と共に納税組合に納付していた。」と主張しているが、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、しかも、申立人自身は国民年金に係る手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年11月15日に払い出されており、この時点では、申立期間の大半は過年度保険料となることから、納税組合では取り扱うことができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時の保険料納付方法は印紙検認方式であるが、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人が実家に居住していた時期である昭和41年度の国民年金印紙検認記録欄には検認印が無く、42年度の検認記録欄には、42年11月に結婚した後に転居した新居住地において、43年2月に一括して現年度納付したことを示す検認印が押されていることから、申立人は、42年度分の保険料から納付し始めたと考えるのが相当である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から42年2月まで

国民年金の納付記録を照会したところ、昭和36年12月から42年2月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。20歳になったころに父が国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の保険料については、実家の家族の分と一緒に納付してくれていたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金に係る手続に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとする父親は既に他界し、母親は記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は自身の年金手帳を見たことは無いと証言している上、申立期間以外に国民年金の加入手続をしたことはないとしているなど、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から52年9月まで
昭和50年3月から52年9月までの国民年金保険料の記録確認をしたところ、納付記録が無いとの回答をもらった。
申立期間に係る未納分については、A市役所に依頼して、義母死亡後の国民年金保険料の過誤納33月分との振替処理をしてもらってあるはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和52年3月ごろに、義母の国民年金保険料の過誤納が判明したため、A市役所に依頼して、当該過誤納33月分の保険料と自分の未納保険料31月分を振り替えてもらった。」と主張しているが、管轄社会保険事務所が保管している還付整理簿によると、当該過誤納保険料については、昭和53年12月16日付けで、申立人の夫に対し過誤納還付支払いがなされていることが確認できる。

また、社会保険庁が保管している義母の特殊台帳にも、昭和49年6月から52年2月までの保険料について、過誤納還付がなされたことを示す記載が見られる。

さらに、申立人は結婚した昭和50年3月ごろに国民年金への加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は55年1月7日に払い出されており、このころに昭和50年3月までさかのぼって国民年金に加入したものと推認される。したがって、義母の保険料の過誤納が判明した昭和52年3月ごろは、申立人は国民年金に加入しておらず、未納期間は存在していなかったと考えられ、義母の過誤納保険料と申立人の未納保険料を振り替えてもらったとする申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から50年3月まで
国民年金の納付記録を照会したところ、昭和45年11月から50年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和50年3月ごろ、年金に加入していないとの連絡があり、納付方法は定かでないが3万3,000円程納付した覚えがあり、その当時3万3,000円と言う金額は高額で大変だったことを私も家内も記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金に加入した時期について、結婚した昭和50年3月ごろと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月31日に払い出されており、この時点で申立期間の大部分は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、納付した保険料額は3万3,000円位であったと述べているが、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の保険料額は約4万4,000円であり、申立人が納付したとする額と相違していること、及び申立期間の保険料納付に関する主張はあるものの、その詳細については記憶が曖昧であることなどから、申立期間の保険料を特例納付したことを推認するのは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から39年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から39年7月まで
20歳になったところに、母親が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料については集金人に納めていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、しかも、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、その母を含む当時の同居家族はいずれも既に他界し証言が得られないため、申立期間の保険料納付状況が不明である。

また、社会保険庁のオンライン記録と、A市及びB市の国民年金被保険者名簿を調査しても、申立人が申立期間において国民年金に加入していた事実は確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できなかったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年7月から59年2月まで

私は、昭和58年7月に会社を退職した後、父親の勧めにより区役所に向き、国民年金の加入手続をした記憶がある。また、申立期間の保険料については、母親が私の分と一緒に銀行で納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和58年7月に会社を退職した後、自ら国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月に、申立人の妹及び弟と連番で払い出されており、申立人が加入手続を行ったとする時期とは一致しない。

また、申立期間の国民年金保険料については、母親が納付していたとしているが、その母親の記憶は曖昧である上、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年4月の時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったと考えられ、加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 3 月 1 日に A 社 B 支店に入社し、42 年 6 月 30 日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、同期間について被保険者としての記録が確認できないとの回答をもらった。当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について加入記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社 B 支店に勤務していた事実が確認できる資料は無く、申立人から同僚として名前が挙げた従業員についても厚生年金保険の被保険者であった記録が無いため、申立人について、勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実が確認できない。

また、申立人は、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、A 社 B 支店は、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、同社本社によれば、申立期間当時、B 支店が存在していたか否かについては明らかでないとしており、現在、同社本社が保管する厚生年金保険資格得喪台帳には申立人の氏名は記載されておらず、社会保険事務所の保管する同社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の記録は無い上、同名簿の健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、雇用保険被保険者加入記録でも、申立人が A 社 B 支店において被保険者であった記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 31 日から 53 年 3 月 28 日まで

私は、昭和 44 年 9 月 16 日に A 社で厚生年金保険の資格を取得し、事業主の夫とともに、53 年 3 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人について、申立期間に係る雇用保険の加入記録があるほか、申立期間当時に A 社に在籍していた複数の従業員が、申立人が当該事業所で勤務していたことを記憶しており、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所に保有する事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和 52 年 8 月 31 日に資格喪失し、同年 10 月 26 日に健康保険証を返納しており、他の同僚の記録と同様に不合理な点は見受けられない。

また、申立人の夫は、事業主である上、社会保険事務手続き及び給与計算を担当していたものの、夫婦一緒の記録であると主張する以外に、申立内容を確認できる関連資料を保存しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。